

債務保証事務手続

この手続は、岩手県農業信用基金協会（以下「協会」という。）が定めた債務保証規程に基づき、債務保証業務に係る事務の取扱いについて定める。

なお、この手続は、株式会社岩手県農協情報電算センターに電子計算機等により処理する事務を委託している融資機関（オンライン委託融資機関）用と未委託の融資機関（オンライン未委託融資機関）用に定める。

平成 17 年	9 月	1 日	制定
平成 20 年	10 月	1 日	改正
平成 21 年	4 月	1 日	改正
平成 22 年	10 月	1 日	改正
平成 23 年	7 月	1 日	改正
平成 25 年	4 月	1 日	改正
平成 25 年	11 月	11 日	改正
平成 28 年	4 月	1 日	改正
平成 28 年	9 月	12 日	改正
平成 28 年	10 月	19 日	改正
平成 29 年	3 月	1 日	改正
平成 29 年	4 月	3 日	改正
平成 30 年	4 月	2 日	改正
平成 30 年	6 月	4 日	改正
平成 31 年	1 月	21 日	改正
令和 5 年	5 月	15 日	改正
令和 7 年	1 月	1 日	改正

I オンライン委託融資機関編

II オンライン未委託融資機関編

Ⅱ オンライン未委託融資機関編

第1 保証の手続

1 保証の申込

(1) 債務保証委託申込書

協会の保証を受けて借入をしようとする者（以下、「保証委託申込者」という。）は、その融資機関に借入申込をする際に次の債務保証委託申込書を融資機関に提出するものとする。

融資機関は、債務保証委託申込書の債務保証意見欄に意見を付し、特定資金にあつては利子補給承認申請と同時に、一般資金にあつてはその都度協会に提出するものとする。

① 特定資金

ア 農業近代化資金借入申込書兼債務保証委託申込書

（岩手県農業経営改善関係資金運用要綱：参考様式4）

イ 農業経営改善促進資金借入申込書兼債務保証委託申込書（様式第5号の13）又は債務保証委託申込書（様式第5号の3の2）

ウ 前記以外の特定資金の場合は、債務保証委託申込書（様式第5号の3の2）による。

② 一般資金

債務保証委託申込書（様式第5号の3の2）による。

(2) 添付書類

① 特定資金

ア 国又は県が示している当該資金の融通事業実施要綱等に定める添付書類

イ 協会が示している当該資金の債務保証取扱要領に定める添付書類

ウ 特別融資制度推進会議に提出する経営改善資金計画認定報告書

エ 一般資金の添付書類

オ その他協会が必要とする書類

② 一般資金

保証申込時添付資料＜別表1＞のとおり

(3) 個人情報照会

融資機関が加盟する個人情報機関の信用情報の利用については、当該融資機関において行い、協会では個人情報機関の利用は行わない。

(4) 事前協議

協会が、大口保険保証等をしようとするときは、融資機関は事前協議を行うものとする。なお、「大口保険保証等」とは、次の申込をいう。

① 独立行政法人農林漁業信用基金と保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額（極度額貸付の場合は極度額以下同じ）の合計額が2億円以上である者

② 畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金の元本額の合計額が 5,000 万円以上である者

③ 前記①及び②の既保証先について、1,000 万円以上の申込を行う者

2 保証の諾否決定

協会は、保証委託申込者の申込書類を受理後、保証の諾否を決定し、保証委託申込者及び融資機関に対しその旨を通知するものとする。

(1) 保証承諾の場合

協会は、保証委託申込者に融資機関経由で債務保証承諾書（様式第 7 号）、融資機関に債務保証承諾通知書（様式第 6 号）を交付するものとする。

(2) 保証拒絶の場合

協会は、保証委託申込者に融資機関経由で債務保証拒絶書（様式第 9 号）、融資機関に債務保証拒絶通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。

(3) 融資保険（農業信用保証保険法第 66 条第 2 項の規定によるもの）の場合

融資機関及び保証委託申込者から申出があった場合には、債務保証を行わない旨の意見書を融資機関に提出するとともに、提出することを決定した旨を保証委託申込者に通知する。

3 貸付実行及び報告

(1) 融資機関は、特定資金については、国又は県が示している当該資金の融通事業実施要綱等に定めがある場合には、その貸付期限以内に、それ以外の場合は、債務保証承諾通知書を受理してから 60 日以内に保証条件に従って貸付実行し、債務保証委託証書（様式第 10 号の 2～13）及び貸付実行報告書（様式第 11 号の 1）を直ちに協会に提出するものとする。なお、期限内に貸付実行をしない場合は、その効力を失うものとする。

(2) 融資機関は、前号の期限内に貸付できないもので、期限を延長して貸付することを適当と認めたときは貸付未実行報告書（様式第 13 号）を協会に提出するものとする。

(3) 協会は、前号の期限を延長して貸付することが適当と認めたときは貸付未実行報告書を受理するものとする。

(4) 融資機関は、極度貸付（農業経営改善促進資金等）に係る手形の貸付実行について、事前に債務保証料確認依頼書兼回答書（様式第 11 号の 3）により保証料額の確認を行い、直ちに貸付実行報告書（手形貸付（根保証）用）（様式第 11 号の 2）にて報告するものとする。

4 債務保証書の交付

協会は、債務保証委託証書及び貸付実行報告書を受理したときは、債務保証書（様式第 12 号）を融資機関に交付するものとする。

なお、極度貸付（農業経営改善促進資金等）において、連帯保証人を徴求している案件について元本確定期日を超えて保証期限を延長する場合は、次の書類を提出し、債務保証書等の再交付を受けるものとする。

- (1) 極度貸付債務保証書更新依頼書（様式第 41 号の 2）
- (2) 融資機関で徴求した保証書（根保証用）の写し
- (3) 既存の債務保証書
- (4) 債務保証委託証書

5 保証の辞退及び取消

(1) 保証の辞退

融資機関は、保証委託者から貸付実行前に保証を辞退する旨の申し出があったときは、債務保証辞退届（様式第 14 号）を協会に提出するものとする。

(2) 保証の取消

協会は、融資機関が業務方法書及び債務保証契約書の条項に違反したときは、債務保証を取消すものとし、債務保証取消通知書（様式第 15 号）を融資機関に、債務保証取消書（様式第 16 号）を融資機関経由で保証委託者に交付する。

(3) 保証取消の通知を受けた融資機関は、当該案件の債務保証書（様式第 12 号）を協会に返戻するものとする。

第 2 条件変更の手続

1 貸付実行前の変更

- (1) 融資機関は、保証委託者から債務保証承諾に係る債務の返済期限、償還方法、担保・保証人、その他事項を変更する旨の申し出があったときは、債務保証条件変更申請書（貸付実行前）（様式第 17 号の 1）の提出を受け、変更が適当と認められるときは意見を付し、債務保証承諾書（様式第 7 号）及び債務保証承諾通知書（様式第 6 号）を添え協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、申請書類を受理したときは、諾否を決定し、保証委託者及び融資機関にその旨を通知する。

2 貸付実行後の変更

- (1) 融資機関は、被保証者から止むを得ない事情により協会の保証に係る債務の返済期限、償還方法、担保・保証人、その他事項を変更する旨の申し出があったときは債務保証契約変更申請書（様式第 17 号の 2）の提出を受け、変更が適当と認められるときは意見を付し、協会に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、繰上償還による償還期限の短縮・償還方法の変更、償還期限の延長を伴わない償還方法の変更（中間据置を除く。）にあつては、特例償還報告書（様式第 39 号）の提出をもって前号の申請に代えるものとする。
- (3) 融資機関が、協会の保証に係る債務保証契約変更申請書（様式第 17 号の 2）又は特例償還報告書（様式第 39 号）を協会に提出する場合の添付する書類は次のとおり

とする。

① 返済期限、償還方法等の変更

ア 変更後の債務の返済期限、償還方法等が分かる返済予定表等

イ 金銭消費貸借契約および債務保証委託契約変更証書（様式第 23 号）

② 協会に（根）抵当権を設定している者が、一部又は全部抹消を必要とする場合

ア （根）抵当権一部（全部）抹消申請書（様式第 33 号）

イ 一部又は全部抹消する不動産登記簿謄本（写）

③ 被保証者の死亡又は変更等に伴う変更

ア 相続届（様式第 25 号）

イ 債務承認および併存的債務引受契約証書（様式第 26 号の 1）

ウ 併存的債務引受契約証書（様式第 26 号の 2）

エ 債務承認および免責的債務引受契約証書（様式第 27 号の 1）

オ 免責的債務引受契約証書（様式第 27 号の 2）

④ 保証人死亡に伴う変更

ア 保証債務の相続確認書（様式第 28 号の 1）

イ 保証債務の相続確認書（様式第 28 号の 2）単独相続

⑤ 保証人の追加、変更又は脱退

ア 保証加入証書（様式第 29 号）

イ 物上保証加入証書（様式第 29 号の 3）

ウ 保証人免除願（様式第 30 号）

(4) 協会は、申請書類を受理したときは、諾否を決定し、被保証者及び融資機関にその旨を通知する。

① 変更承諾の場合

被保証者に融資機関経由で債務保証契約変更承諾書（様式第 19 号）を、融資機関に債務保証契約変更書（様式第 18 号）を交付する。

② 変更拒絶の場合

被保証者に融資機関経由で債務保証契約変更拒絶書（様式第 21 号）を、融資機関に債務保証契約変更拒絶通知書（様式第 20 号）を交付する。

(5) 融資機関は、債務保証契約変更書を受理したときは変更後の保証条件に基づき貸付条件の変更を行い、直ちに債務保証契約変更報告書（様式第 22 号）を協会に提出するものとする。

3 その他の変更

被保証者は、次の事項を変更したときは、融資機関を経由して必要書類等を添付し協会に通知するものとする。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

① 氏名（名称）・住所・代表者等変更届（様式第 24 号）

② 住民票等（写）

(2) 法人たる被保証者にあつては、定款又は役員の氏名、住所を変更したとき

- ① 氏名（名称）・住所・代表者等変更届（様式第 24 号）
- ② 定款、商業・法人登記簿謄本（写）
- (3) 金融情勢による貸付利率の変更に基づく貸付金に係る償還期限等（繰上償還の場合を除く）の変更
 - ① 債務保証契約変更報告書（様式第 22 号）
 - ② 変更後の債務の返済期限、償還方法が分かる返済予定表等

第 3 保証付貸付金の償還状況報告

- (1) 融資機関は、協会の保証に係る貸付債権の繰上償還、期日前償還及び延滞発生があったとき、又は延滞金の償還があった場合には、特例償還報告書（様式第 39 号）により毎月分を取りまとめ、翌月 10 日までに協会に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、協会の保証に係る貸付債権の残高について、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に係るものについてはその年の 10 月中に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に係るものについては翌年 4 月中に、又は協会から求められたときは、基金協会保証付貸出金の残高報告書（様式第 49 号）により協会に対し報告するものとする。
- (3) 融資機関は、極度貸付（農業経営改善促進資金等）に係る当座貸越の残高報告等について、毎月末を基準として翌月 5 日までに、手形貸付の残高報告は、前号により報告するものとする。
- (4) 特定資金の場合は、前各号のほか、国又は県が示している当該資金の融通事業実施要綱等の定めによるものとする。

保 証 申 込 時 添 付 資 料

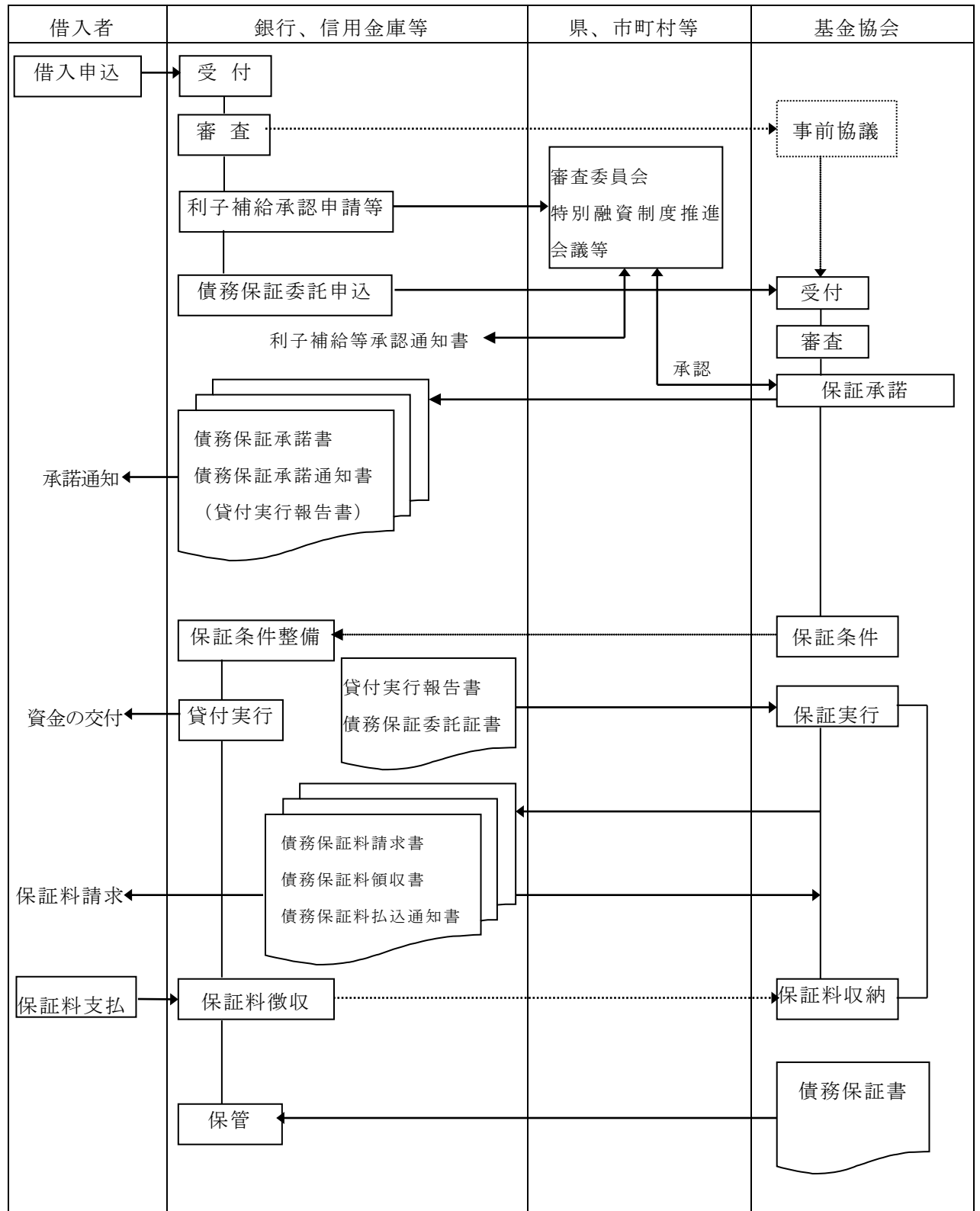
区分	書 類	備 考
申 込 人	◎融資機関意見書 ◎申込人に関する調書 ・申込者概要書 ◎本人確認書類 ◎岩手県農業信用基金協会における個人情報の利用目的について ◎農業経営概況表 ◎収支計画表 ◎借入金明細表 ○資金繰表 ◎所得確認書類 ・青色申告決算書(受付印のあるもの)等 ◎資金使途確認資料 ・見積書、契約書等 ○農業経営改善計画認定書、農業経営改善計画認定申請書 ○融資対象物件に関する書類 ・土地・建物の登記簿謄本、公図 ・設計図(見取図、配置図、平面・立面図等) ・建築確認済証、農地転用受理通知書(又は農地転用許可証)、検査済証、その他行政庁の許可を証する書類 ○補助事業に関する書類 ○担保物件に関する書類 ・担保物件明細書 ・担保不動産明細書(件別) ・固定資産評価証明(市町村発行) ○その他必要と認めたもの	・任意様式 ・融資機関様式 ・運転免許証等 (様式第43号の2) (別紙様式1) (別紙様式2) (別紙様式3) (別紙様式4)：短期運転資金の際に作成 ・認定農業者の場合 (別紙様式5) (別紙様式6)
保 証 人	◎保証人概要書 ◎岩手県農業信用基金協会における個人情報の利用目的について ◎「経営者保証に関するガイドライン」検討結果報告書 ◎本人確認書類 ◎所得確認書類 青色申告決算書(受付印のあるもの)等 ○その他必要と認めたもの	・融資機関様式 (様式第43号の2)
法 人 の 追 加 書 類	◎法人概要書 ◎商業登記簿謄本 ◎定款、規約 ◎印鑑証明書 ◎確定申告書(貸借対照表、損益計算書、計算明細書等添付資料含む。) ◎決算報告書(科目明細含む) ○借入についての総会、役員会等の決議書 ○その他必要と認めたもの	・融資機関様式

◎は、原則として必須書類

<別表 2>

債務保証引受事務フロー

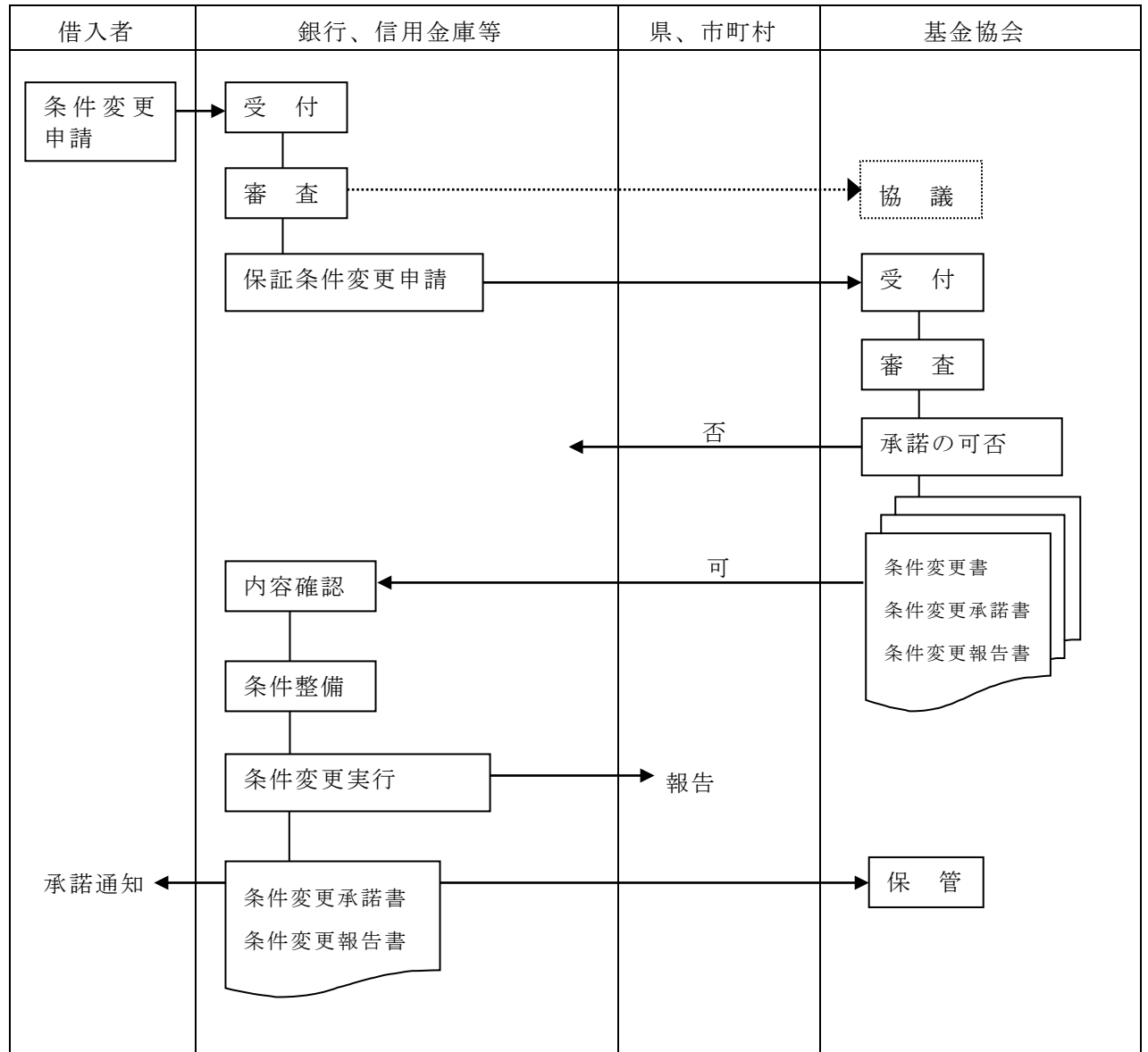
融資機関が銀行、信用金庫等の場合



<別表 3>

債務保証条件変更事務フロー

融資機関が銀行、信用金庫等の場合



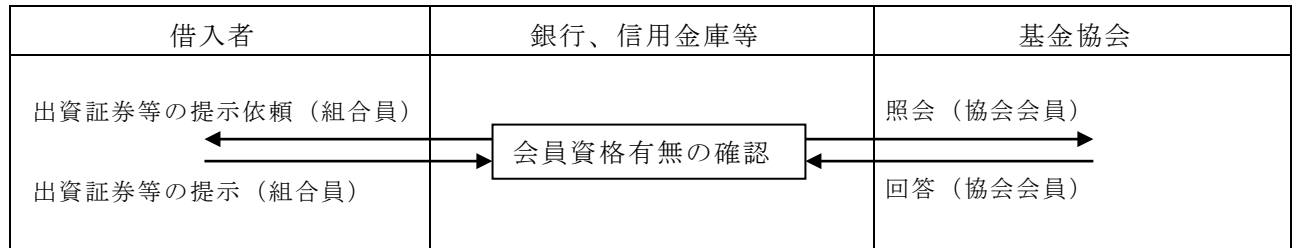
※貸付実行後の変更の場合です。

<参考資料>

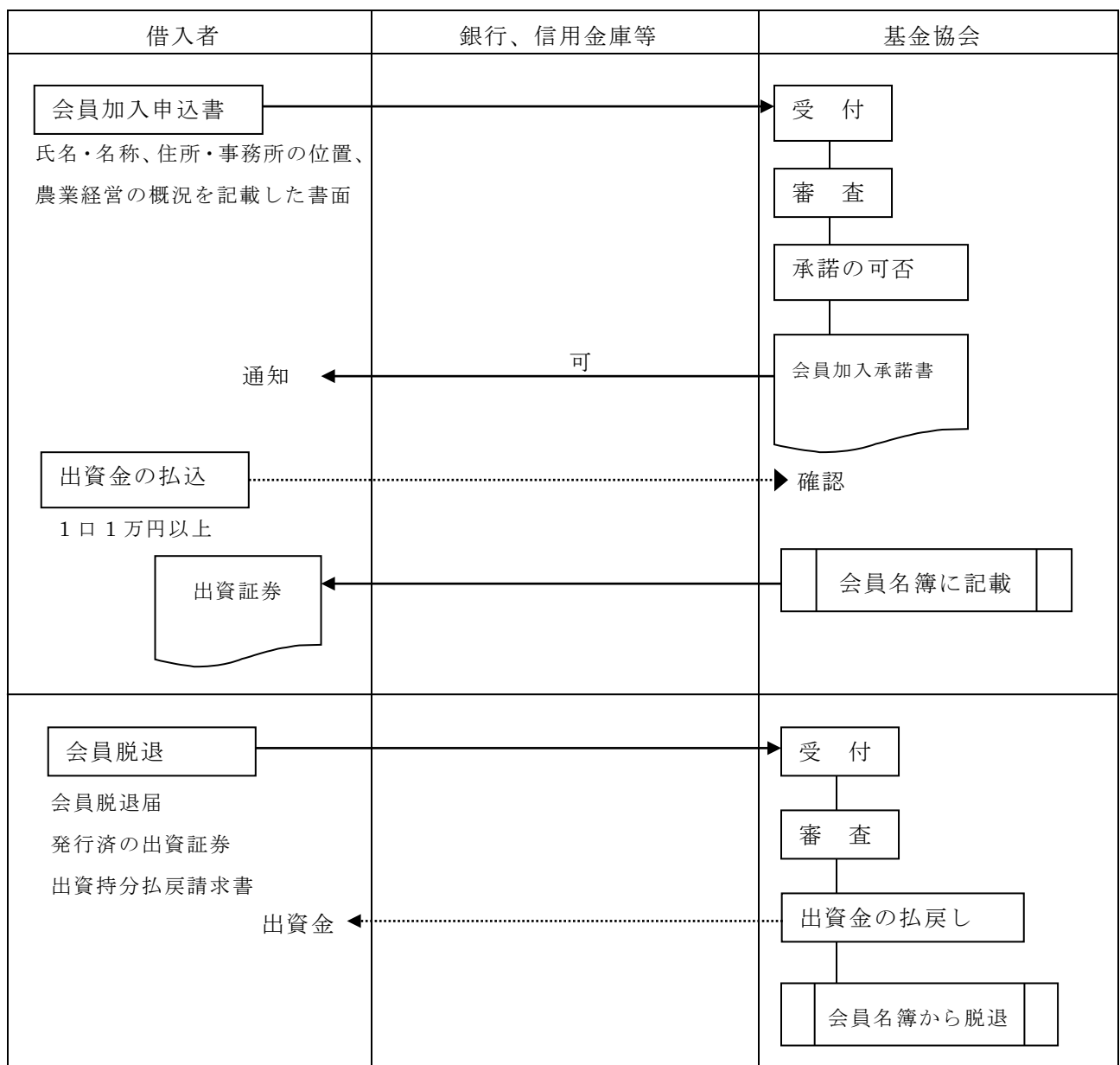
会員加入等事務フロー

1. 会員資格の確認

当協会の会員又は農業協同組合の組合員であることが確認できる場合は、会員加入の必要はありません。



2. 会員資格がない場合



※会員加入手続は主に債務保証引受事務と並行して行われることから、融資機関は借入者への取次をお願いします。

※会員加入手続を債務保証引受事務と並行して行う場合は、貸付実行日までに出資金の払込を行う必要があります。

農業経営概況表

作成日 令和6年6月5日

申込者名

認定農業者

生年月日
(設立年月日)

店舗名

1. 経営体の概要

※法人の場合は、出資割合を入力すること。

氏 名		続柄・役職	年 齢	職 種	年収・役員報酬(千円)	出資割合(%)	農業従事	備考
家族・役員構成								
雇用	常時雇用	人						
	臨時雇用	人						
計					0			

2. 農業経営規模

()=うち借地、預託 ※作付面積を記入。家畜を飼養している場合は常時飼養頭数を記入。

区 分	田	普通畑	樹園地	牧草地	主要施設	飼養規模	その他
面 積	a	a	a	a	m ²	頭、羽	
	()	()	()	()	()	()	()

3. 経営力を背景とした財務内容(資産・負債状況)

項目		金額	算出基礎
資産計			
流動資産(預貯金)			
固定資産	土地		
	建物		
繰延資産			
負債計			
流動負債			
固定負債(長期借入金)			
その他			
正味資産(資本)			

4. 設備資金の使途と調達(申込の内容)

実施年度	投資内容	規模・能力	数量	事業費	新設・更新	資金調達計画 (自己資金、補助金、借入金)	(償還期間)
							年
							年
合 計							

5. 運転資金の使途と算出基礎(申込の内容)

使途と算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備 考
	年 月	千円	年	

6. 経営上の課題について

項 目		課題・問題点及びその改善策
技術レベル、単収	☐ 特に問題なし	
	☐ 問題・課題あり	
経営規模	☐ 特に問題なし	
	☐ 問題・課題あり	
コスト	☐ 特に問題なし	
	☐ 問題・課題あり	
販売方法	☐ 特に問題なし	
	☐ 問題・課題あり	
その他	☐ 特に問題なし	
	☐ 問題・課題あり	

7. 取引上の課題・改善点、対処方針

収 支 計 画 表

(単位:千円)

		実 績 (H 年 月期)	1年目 (H 年 月期)	2年目 (H 年 月期)	3年目 (H 年 月期)	4年目 (H 年 月期)	5年目 (H 年 月期)	備考
売上高(農業粗収入)								
作目	経営規模(a)							
	生産量(kg)							
	売上高							
	経営規模(a)							
	生産量(kg)							
	売上高							
	経営規模(a)							
	生産量(kg)							
	売上高							
	経営規模(頭,羽)							
	生産量(頭、羽)							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
その他()								
売上原価(農業経営費)								
期首商製品棚卸高	当期商品仕入高							
	当期製品製造原価							
	材料費							
	労務費							
	賃借料							
	その他経費							
	(減価償却)							
	期末商製品棚卸高							
売上総利益								
販売費・一般管理費								
役員報酬	役員報酬							
	その他経費							
	出荷販売経費							
	減価償却費							
営業利益								
営業外利益								
営業外費用								
支払利息	支払利息							
経常利益								
税引前当期利益								
法人税等充当額								
税引後当期利益								
償還財源								
償還金(元本)								
差引余剰								
施設・機械等の設備投資								
農業負債(短期)								
農業負債(長期)								
農外負債								
計								

借入金明細表

(単位:千円)

[illegible]

(別表様式第4号)

資金繰表

(単位:千円)

[illegible]

担保物件明細書

申込者氏名	
担保提供者氏名	
担保提供者氏名	

登	記	年	月	日
抵	当	權	者	
抵	当	權	種	類
既	設	定	額	(千円)
現在債務残高・極度額	(千円)			
債	務	者		

[illegible][illegible]

調査日	現 地	年 月 日
	公 図	年 月 日
	登記簿	年 月 日
調査担当者		

合計	宅地(筆)					
	(筆)					
	(筆)					
	建物(筆)					
	合 計					

今回設定	①担保価格	②先順位設定額	①-②貸出限度額	③今回貸出額
	千円	千円	千円	千円
	種 類	設 定 額		
	普通抵当・根抵当	千円		

(別表様式第6号)

担保不動産明細書(件別)

調査対象先						土地の概要	制限物件	①借地権等:有・無(建物概要・用途・構造・面積等)		
所在地							(登記簿上)	②地役権等:有・無(制限物件の範囲)		
土地の概要	担保物件明細書番号	No		面積	公溝	m ²	間口	m		
		実測	m ²		奥行	m				
	確認資料 ①公図 ②地積測量図 ③実測図									
	地目	登記簿					公示地等情報	・公示No		
		現況						・標準値No		
	利用者	・登記簿上の所有者・登記簿上の所有者以外()					・地元精通者意見()			
	地勢	1.正方形 2.長方形 3.不整形()					担保物件明細書番号 No			
		1.平坦図 2.高台地 3.窪地 4.埋立地 5.傾斜地(向)								
	都市計画等	a.市街化区域、市街化調整区域、その他					家屋番号	用途 構造 面積		
		b.防火地域、準防火地域、その他								
概	都市計画等	c.第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域					登記内容との相違	有・無		
		d.その他の地区指定()								
要	都市計画等	e.都市計画施設等対象地(該当・該当なし) 該当のとき:施設等の種類(道路、公園) 事業の進捗状況() 対象地への影響()					利用者	・登記簿上の所有者・登記簿上の所有者以外()		
		f.建ぺい率(%)、容積率(%)、前面道路幅員による容積率限度(%)								
道路	接面道路	a.性格 公道・私道(道路位置指定No) 建築基準法第42条2項道路					建物の状況 (外部観察)	良好 普通 劣る()		
		b.幅員 m								
接	近	c.特定道路との関係位置(前面6m以上の場合のみ) 特定道路まで 最近接地点より m 最遠隔地点より m					参考事項	・建築時期 年 月 ・建築価格 百万円 ・火災保険付保額 百万円 ・現時点での簿価 百万円 ・建築業者() ・担保提供者取得時期 年 月 ・担保提供者取得価格 百万円		
		最寄駅: 線 駅 方向 直線 m 最寄バス停: 線 停留所 方向 直線 m								
設備状況		①飲料水:公営・私営・無 ②電気:()電力 ③ガス:都市ガス・プロパン ④污水排水:公共下水道・集中浄化・その他()・無 ⑤工業用水					その他留意事項			
							調査日			
							調査担当者			